



PARE

2010年6月24日
自然エネルギー市民の会

～参院選に向けて～ 自然エネルギー政策に関する政党アンケート結果

政府は、昨年11月1日から、買取費用を電力使用者負担とする太陽光発電の余剰電力の買取制度を実施しました。

更なる普及拡大に向かって、自然エネルギーの全量買取制度の在り方について意見募集を行っています。

このような状況下、7月11日に参議院選挙が実施されます。

そこで、各党は自然エネルギー政策、特に全量買取制度についてどのような政策を考えているのか、次の各党に対して選択肢を示してアンケートを行いました。(2～5面参照)

民主党(菅直人)、自由民主党(谷垣禎一)、公明党(山口那津男)、日本共産党(志位和夫)、社会民主党(福島みずほ)、国民新党(亀井静香)、みんなの党(渡辺喜義)、新党改革(舛添要一)、たちあがれ日本(平沼赳夫)、新党日本(田中康夫)、新党大地(鈴木宗男)、幸福実現党(石川悦男)、日本創新党(山田宏)。(党首・代表者名の敬称略)

7党から回答、6党からは回答なし

煮詰まっていない各党の自然エネルギー政策

回答があったのは民主、自民、公明、共産、社民、国民新、日本創新の7党だけで、他の6党からは回答はありませんでした。各党の回答に制度導入に向け具体的な検討がすすんでいることが伺える半面、民主、自民、公明などの主要政党に『検討中』が比較的多く見られました。政府が国民に選択肢(7面参照)を示して意見を求めている買取制度にもかかわらず、また、世界各国が、単に温暖化対策だけでなく、国の安全保障のためにエネルギー自給率の向上を目指して積極的な自然エネルギー政策を打ち出し、着実に成果を上げている(8面参照)時代に、このような政党姿勢で良いのでしょうか。

各党の回答の概要は次の通りで、「」は選択した政策、党名の後の()は選択に当たって付記された条件です。(選択肢を明示せず、検討中の意の回答の党名は省略)

なお、当会の意見は6、7面に掲載していますので、合わせてご参照下さい。

1. わが国の自然エネルギー普及の現状は？

「十分普及している」を選択したのは自民。「十分とは言えない」を選択したのは民主と日本創新。「極めて不十分」を選択したのは公明、共産、社民と国民新。

次に、買取対象に関する種々の質問に対しては、

2-1 買取対象のエネルギー種別は？

「全種対象」を選択したのは民主、公明、共産と社民(但し、民主以外は大規模水力は除く)。「太陽光発電だけを対象」を選択したのは自民。「地熱温水・太陽熱利用以外の自然エネルギー」を選択したのは国民新(但し、電力会社買取出来る範囲)。

2-2 買取対象は「全量」か「余剰」？

「全量を対象」を選択したのは民主、公明、共産(但し、費用回収までは全量、その後は余剰)と社民。「余剰」を

選択したのは自民と国民新。

2-3 買取対象は「発電事業目的」も含めるか？

「発電事業目的も対象」を選択したのは公明、共産と社民。「対象にしない」を選択したのは国民新。

2-4 買取対象は「設備規模」によって区別するか？

「メガソーラーも対象」を選択したのは公明、共産(但し、一般市民より低い価格で)と社民(但し、環境影響、持続可能性等の判断基準が必要)。「メガソーラーは対象にしない」を選択したのは国民新。

2-5 買取対象は「自家発併用設備」は区別するか？

「買取対象にし価格は区別しない」を選択したのは社民と国民新。「買取対象にするが価格は区別」を選択したのは共産(但し、燃料が化石燃料の場合は価格は低く)。

2-6 買取対象は「電力系統との接続の有無」で区別するか？

「接続の有無にかかわらず対象にする」を選択したのは共産と社民(但し、普及拡大のため優先接続が必要)。「対象にしない」を選択したのは国民新。

2-7 買取対象は「設備時期」により区別するか？

「既設・新設を対象」を選択したのは共産と国民新。「新設のみを対象」を選択したのは社民(但し、原則は新設、既設のものはこれまでの制度で補い、移行期には不公平の緩和を)。

3 買取価格の算定の基礎は？

「原価補償費用」を選択したのは社民(但し、各エネルギーの特性にあった価格・買取期間)。「その他」を選択したのは共産(原価補償価格から補助金を引き、利潤は個人や企業は低く、市民共同事業はやや高めに)と国民新(現在の買取価格は安いので、諸外国並みに高くし、6-8年で終了)。

4 買取期間は何年にするか？

「15年」を選択したのは社民(但し、減価償却期間と同程度)。「10年」を選択したのは共産(但し、最初の10年は全量買取、その後は余剰買取)と国民新。「その他」を選択したのは日本創新党(競争力を低下させず、財政支出を増大させない方向で)

5 買取のための財源は？

「電源開発促進税、環境税等で一部吸収した後、電気料金に転嫁」を選択したのは共産、社民(但し、環境価値の実需者による負担が基本)と国民新。

6 補助金は今後も存続させるか？

「存続させる」を選択したのは共産と国民新。「その他」を選択したのは社民(全量買取の実施に伴い廃止を含めて見直す)。

7 一次エネルギーに対する自然エネルギーの割合は？

「30%」を選択したのは国民新。「20%」を選択したのは共産と社民、「15%」を選択したのは公明、「その他」を選択したのは自民(二次エネルギーの20%)。

アンケート結果

回答欄の青字は選択された項目記号、黒字は選択理由で、紙面量の関係で当会の責任において要約

項目	1わが国の自然エネルギー普及の現状は？	2-1 買取対象のエネルギー種別は？	2-2 買取対象は「全量」か「余剰」？
選択肢	<p>ア 十分普及している</p> <p>イ 十分普及しているとは言えない</p> <p>ウ 極めて不十分</p>	<p>ア 全種対象</p> <p>イ 太陽光発電 ウ 風力発電</p> <p>エ 中小水力発電 オ 大規模水力発電</p> <p>カ バイオマス発電 キ 地熱発電</p> <p>ク 地熱温水利用 ケ 太陽熱温水利用</p> <p>コ その他（ ）</p>	<p>ア 全量を対象にする</p> <p>イ 余剰だけを対象にする</p>
民主党	イ	<p>ア 最終的に再生可能エネルギー全てを対象</p>	ア
自由民主党	<p>ア ある程度適正に普及しているが、今後もさらなる拡大をめざす。</p>	<p>イ 費用対効果や国民負担の適正化を踏まえ、各産業が健全に発展していくように進める。むやみに全種を対象とすれば、かえって産業構造が弱体化して長期的に自然エネルギーが進展しなくなると考える。いずれにしても、国民的議論や国民理解を得て進める。</p>	イ 同左
公明党	ウ	<p>ア 大規模水力を除く。</p>	ア
日本共産党	ウ	<p>ア 大規模水力を除く。温室効果ガスの削減、新たな産業開拓のためにも、自然エネルギーの利用を急速に進め、可能性の追求が必要。</p>	<p>ア 投資費用を回収するまでは全量買取、その後は余剰買取に切り替え、買取単価の抑制、投資者の収入の安定化・平準化を図る。</p>
社会民主党	ウ	<p>ア 環境破壊につながる大規模水力を除く。</p>	<p>ア 余剰分だけではばらつきが多くなり、自然エネルギー全体の普及とはならない。</p>
国民新党	ウ	<p>イ、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>電力会社が買取り出来ると考えられる範囲。</p>	<p>イ 当面の間は、様子を見る。</p>
みんなの党	回答なし		
新党改革	回答なし		
たちあがれ日本	回答なし		
新党日本	回答なし		
新党大地	回答なし		
幸福実現党	回答なし		
日本創新党	イ	<p>選択なし</p> <p>エネルギー種別については、それぞれのエネルギーが持つ特徴・メリット・デメリット等これから精査した上で検討する。また、買取対象となる期間、目的、設備、系統との関係についても実態を調査の上、方向性を示す。</p>	

日本創新党の基本的な考え方
 現在の財政状況を考えると、政府からの補助金を投入して自然エネルギー導入へ誘導するのではなく、自然エネルギーへの算入障壁を規制緩和によって取り除き、また、法人税・所得税の引き下げにより、企業・家庭に新エネルギー導入のインセンティブをもたらすことを基にして回答。

項目	2-3 買取対象は「発電事業目的」も含めるか？	2-4 買取対象は「設備規模」によって区別するか？	2-5 買取対象は「自家発併用設備」は区別するか？
選択肢	<p>ア 発電事業用も対象にする</p> <p>イ 発電事業用は対象にしない</p>	<p>ア メガソーラーも対象にする</p> <p>イ メガソーラーは対象にしない</p>	<p>ア 買取対象にし、買取価格は区別しない</p> <p>イ 買取対象にし、買取価格は区別する</p>
民主党	<p>選択なし</p> <p>現在。研究会で検討中</p>		
自由民主党	<p>選択なし</p> <p>現状、当該論点について、検討段階に至らず。いずれにしても、国民負担の適正化を踏まえ、国民的議論や国民的理解を得て進める。</p>		
公明党	ア	ア	<p>選択なし</p> <p>検討中</p>
日本共産党	<p>ア</p> <p>発電事業用であっても全体のCO2を削減出来る。市民の共同事業による発電を促進するためにも有効。</p>	<p>ア</p> <p>当面、量の拡大が必要。しかし、買取価格は市民一般に比べて相当低く抑えるべきである。</p>	<p>イ</p> <p>自家発の燃料が化石燃料であれば、買取価格を低く抑えることが必要。</p>
社会民主党	<p>ア</p> <p>自然エネルギーの普及拡大が目的であり、事業目的が全体をリードし、環境産業の成長につながる。</p>	<p>ア</p> <p>メガソーラーも含めて実用化されているものは対象にするべきである。ただし、環境影響や持続可能性などの判断基準が必要。</p>	<p>ア</p> <p>自然エネルギーの普及が目的であり、区別せず、全種全量を買取すべきである。</p>
国民新党	<p>イ</p> <p>2-2項と同じ</p>	<p>イ</p> <p>同左</p>	<p>ア</p> <p>同左</p>
みんなの党	回答なし		
新党改革	回答なし		
たちあがれ日本	回答なし		
新党日本	回答なし		
新党大地	回答なし		
幸福実現党	回答なし		
日本創新党	<p>選択なし</p> <p>2-1項と同じ</p>		

項目	2-6 買取対象は「電力系統との接続の有無」で区別するか？	2-7 買取対象は「設備時期」により区別するか？	3 買取価格の算定の基礎は？
選択肢	<p>ア 接続の有無にかかわらず対象にする</p> <p>イ 接続していないものは対象にしない</p>	<p>ア 既設、新設ともに対象</p> <p>イ 新設のみを対象</p>	<p>ア 原価補償費用（電力会社と同様に設置者が損をしないように）</p> <p>イ 設置に係わる金利、維持費等は加算せず、住宅ローン減税、グリーン電力証書の販売収入等を考慮する現行の余剰電力買取制度と同質のもの</p> <p>ウ その他（ ）</p>
民主党	<p>選択なし</p> <p>2-3項と同じ</p>		
自由民主党	<p>選択なし</p> <p>2-3項と同じ</p>		
公明党	<p>選択なし</p> <p>2-5項と同じ</p>		
日本共産党	<p>ア 化石エネルギーや原発に頼る量を縮小されることを評価。</p>	<p>ア 既設設備の維持・更新のための意欲の向上と資金確保に資するため。</p>	<p>ウ エネルギー種別毎に、原価補償費用から補助金を引いた金額を基礎とし、利潤は、個人や企業による設備は低く、市民共同事業についてはやや高めに設定。</p>
社会民主党	<p>ア 電力会社が独占し、原因者が負担する接続では、普及は進まない。欧州のように優先接続とすべきである。</p>	<p>イ 原則は新設とし、既存のものはこれまでの制度で補うものとするが、移行期には不公平の緩和が必要。</p>	<p>ア 自然エネルギーの事業収支等を勘案して、各エネルギーの特性にあった価格・買取期間を設定。</p>
国民新党	<p>イ 2-2項と同じ</p>	<p>ア 同左</p>	<p>ウ 現時点の買取価格自体は安いので、諸外国並みに引取価格をもっと高くし、設備自体の減価償却が6-8年で終了するようにする。</p>
みんなの党	<p>回答なし</p>		
新党改革	<p>回答なし</p>		
れいわ新選組	<p>回答なし</p>		
新党日本	<p>回答なし</p>		
新党大地	<p>回答なし</p>		
幸福実現党	<p>回答なし</p>		
日本創新党	<p>選択なし</p> <p>2-1項と同じ</p>		<p>ウ 美しい自然環境の創出をもたらす技術開発の支援、自然エネルギーの積極的な活用等で、人と自然が共生する「いのちの大国」となって、世界に貢献するという党の基本方針にそって検討する。</p>

項目	4 買取期間は何年にするか？	5 買取のための財源は？	6 補助金は今後も存続させるか？	7 一次エネルギーに対する自然エネルギーの割合は？
選択肢	ア 20年 イ 15年 ウ 10年 エ 実質的な耐用年数 オ その他（ ）	ア 電力会社に負担させる イ 全て電気料金に転嫁 ウ 電源開発促進税、環境税等で一部吸収した後、電気料金に転嫁 エ その他（ ）	ア 補助金は存続させる イ 補助金は廃止する ウ 補助金は廃止するが、低金利融資制度を創設 エ その他（ ）	ア 10% イ 15% ウ 20% エ 25% オ 30% カ その他（ ）
民主党	選択なし 2-3項と同じ			
自由民主党	選択なし 2-3項と同じ			カ 二次エネルギー20%程度
公明党	選択なし 2-5項と同じ			イ
日本共産党	エ 最初の10年で補助金分を除いて投資した金額の回収を全量買取で、その後は余剰買取で投資意欲を高める。	ウ 原発等に不必要に回されている巨額の税金を買取に生かして発電設備の所有の有無による不公平感を和らげる。	ア 急速な拡大のために初期投資を少なくして投資のハードルを低くして、多くの市民の参加を求めることが大事。	ウ
社会民主党	イ 設備の減価償却期間と同程度にし、国民負担も15年程度とする。	ウ 電力会社・消費者負担、政府の支援（電促税や石油石炭税の活用や環境税の導入）、環境価値の実需者による負担が基本。	エ 全量固定価格買取制度の実施に伴い、廃止を含めて見直す。	ウ
国民新党	ウ 2-2項と同じ	ウ 2-2項と同じ	ア 当面の間は、様子を見るが、補助金制度は必要で有効である。	オ
みんなの党	回答なし			
新改革党	回答なし			
れいわ新選組	回答なし			
新日本党	回答なし			
新大地党	回答なし			
幸福実現党	回答なし			
日本創新党	オ 到達目標が定まっていないため。	エ 競争力を低下させることなく、また、財政支出を増大させない方向で検討する。	ウ 補助金制度についても、党の基本的な考え方に沿って検討する。	カ 到達目標が未定のため。

全量買取制度について、当会は「再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには不可欠な制度」と位置付け、一日も早く創設をと訴え続けてきました。

この度、経産省は、「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」を示して意見募集を行いましたので、5月31日に当会の意見を下記の通り提出致しました。提示されたオプションと合わせてご覧下さい。

提出した意見

○制度の目的

気温の上昇を産業革命前から2℃未満にとどめていくには、先進国は温室効果ガス排出量を2050年までに、90年比80%以上の削減が必要とされ、その通過点である2020年目標として日本政府が掲げる25%は国内削減で達成すべきものである。

温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギーの普及促進は欠かせない取り組みであり、そのために必要な政策手段として再生可能エネルギーの全量買取を電力会社に義務づける電力買取補償制度（全量買取によって初期投資の80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定・期間とする制度）が求められる。

また、全量買取制度は決して一部の市民や事業者を優遇する政策ではなく、戸建住宅を持たなくとも市民共同発電などを通じて太陽光発電に取り組むことが出来、また初期投資費用がなくとも金融機関からの借入れを受けて取り組むことが出来る、などの条件整備が本制度の施行に伴って進み、国民全てが再生可能エネルギーの設備導入の機会を公平に得ることが出来るようになることが肝心である。

なお、再生可能エネルギーの普及を進めることは、次のような効果が期待できる。

- (1) エネルギー自給率を向上させ、エネルギーセキュリティ、エネルギーの安定供給に資する。
- (2) 自然エネルギーの発電量の増大に伴う火力発電や原子力発電の縮小によって、建設コストや燃料コストの削減（現在GDP10%相当、約5兆円の化石燃料輸入額。2020年には約1.1～1.5兆円の削減効果）、汚染・リスク低減につながる。
- (3) 国内での温室効果ガスの削減が進むとともに、途上国など他国の再生可能エネルギー普及への協力を通じて、日本の国際的信頼・地位の向上につながる。また、再生可能エネルギー普及は、資源紛争を少なくし、国際平和にも貢献できる。
- (4) 国内自然エネルギー産業が発展し、それに伴う雇用の拡大（2020年約60万人、2030年約120万人）が期待できる。とりわけ、自然エネルギーが豊富な農山村地域での地域資源の有効活用による、地域活性化が期待できる。

○目標

前述の目標達成のためには、2020年までに再生可能エネルギーの電力に占める割合（大型水力を含む）を30%以上に、一次エネルギーに占める割合を20%以上に引き上げる必要がある。

なお、これらの数値はアメリカの各州やドイツなどのEU諸国においても提示されているものであり、飛び抜けて高い数値というわけでは決してない。むしろ再生可能エネルギー産業を牽引し、新技術に先鞭をつけていくためには、高い数

値目標とそれを達成するための政策が不可欠である。

○再生可能エネルギーの定義と条件

全量買取制度の対象となる再生可能エネルギーとしては、太陽光、風力、バイオマス、小水力、地熱を基本的な対象とし、その上で持続可能性、環境十全性を十分に満たすものを対象とすべきである。例えば外国産木材（廃材）や紙ゴミを中心とする廃棄物発電、バイオマス発電は、環境十全性の面から対象とすべきではない。

また小水力発電の規模については特に設けないが、ダムをとみなわない流れ込み式や水路式などの環境十全性に配慮した水力発電のみを対象とするべきである。

○買取対象について

(1) 全種全量買取

制度の狙いはできるだけ早く再生可能エネルギーを一定量普及させることにあることから、住宅用太陽光発電も含めて、全量買取とすべきである（全量買取によるコストインセンティブが、その普及速度において余剰買取に限定した際に発生するとされる省エネインセンティブを上回ることは明白である）。また、事業用であれ再生可能エネルギーを供給しCO2削減に貢献するという評価に変わりはないものであることから発電事業目的の発電設備についても対象とすべきである。

(2) 既設設備への買取

既存設備から発電された電力についても、全量買取の対象とすべきである。特にコストインセンティブが十分でない時期から環境保全に貢献してきた太陽光発電については、設置年度補助金の受領金額から買取価格を設定して、希望者に対しては設定価格での全量買取制度を実施することを検討すべきである。

○買取期間について

原則、発電開始から20年間を買取期間とする。その上で、電源の種類や規模などに応じて、適切な買取期間を設定することが望ましいと考える。

○買取価格について

現在の余剰電力買取制度のような買取区分は廃止し、初期投資の80～90%程度を金融機関から融資を受けても賄える価格設定・期間とする。（メンテナンスや管理費などのランニングコストを含めて、設置規模や発電条件によって適正な買取価格を設け、例えば1kWhあたり太陽光発電48円、風力発電11～14円程度とすることが考えられる）。

買取価格については、初年度以降の設置者は、設備価格の低下に合わせ一年ごとに一定比率で逡減させるなど、継続的な価格水準の調整を行なう必要がある（儲けすぎ、投機的な動きを抑制する）。

○財源・負担について

買取費用のうち、現在の平均発電コストに相当する回避可能原価（例えば6～8円/kWh）を電力会社の負担とし、残りを社会全体で賄うものとする。

ただし、原発推進の財源とされている電源開発促進税（現在、家庭平均負担額は月130円程度）や道路財源などの転用や、新設する環境税収の活用により、家庭負担を軽減することが検討されるべきである。

○措置

低所得家庭への負担軽減措置や、地域によって需要家の

負担が変動することがないように買取負担の再配分を実施することが望ましい。

○現行制度との兼ね合い

全量買取制度実施の前提として、自然エネルギー普及の妨げとなっている「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 制度）」は廃止する。

また、太陽光発電を始めとする補助金制度についても、補助金交付手続きにかかるコストが膨大であることから買取補償制度の実施に伴い廃止することが望ましい。ただし、初期投資コストが大きい風力発電や小水力、地熱などについては、当初は補助金制度を併用し、一定期間を目処に見直しを行う形が望ましいと考える。

○系統への優先接続

全量買取制度の施行にあたって、再生可能エネルギー発電設備の系統連系に支障が生じることのないように、再生可能エネルギーの普及が電力系統の未整備などの理由によって妨げられることがないように、特に再生可能エネルギーの資源量が豊富な地域での電力系統の整備を国または電力会社の責任において進めることが求められる。

また、既存系統に接続する際のコスト負担については、

既存系統を有する電力事業者が系統への接続に必要な設備の増強費用・建設費用を負担し、それに必要なコストは買取価格と合わせて電力料金に転嫁することができるなど、原則（ルール）の見直しが必要である。

○見直し期間について

再生可能エネルギー分野は成長著しいことから、技術や条件の変化に合わせて制度全体の枠組や詳細ルールについて、制度の目的達成のために必要な見直しを行うことが求められる。見直し期間は3~5年を目処に、状況に合わせて適宜実施できるようにすることが望ましい。

○環境付加価値の扱いについて

RPS 法に基づき電力買取を行うことで電力会社に権利が移行している環境付加価値については、全量買取制度への移行にあたって買取にかかるコストは全需要家が負担することから、環境付加価値は電力会社に移転されるものではないことを確認しておきたい。

なお全量買取制度の対象となった再生可能エネルギー設備から生じる削減量（CO2 クレジット）の扱いについては、排出量取引制度などとの整合性がとられるように別途十分な検討を行うべきである。

提示された「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」（当会で要約）

制度設計の方針：全量買取を基本としつつ、再生可能エネルギーが最大限導入され、かつ、負担は抑えられるような制度設計を行う。

選択肢：買取対象、住宅用太陽光発電の取扱い、新設・既設、買取価格、買取期間の論点について、代表性のある組み合わせ6ケースについて試算。その中から4ケースを選択肢として提示。

導入効果等の試算条件等：●「あらゆる再生可能エネルギー」は「実用化されている再生可能エネルギー」に加えて、大規模水力発電や既利用バイオマス発電、研究開発段階のものも含む●住宅用太陽光発電等については(1) 買

取期間は10年(2) 余剰電力比率を6割と想定(3) ケース1,3 の場合の制度導入当初の買取価格は42円の場合を試算(4) コスト低減等を勘案し段階的に引き下げるものとして試算(5) ケース3,5 では既設も含む●CO2削減量は火力平均(0.6kg-CO2/kWh)で試算、全電源平均(0.33kg-CO2/kWh)を使うと表の数値の約半分になる●CO2削減コスト等には系統安定化対策費用を考慮していない●買取費用は買取総額から回避可能原価を控除した費用。

オプション①、その参考資料②の詳細は下記を参照下さい。

① <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004629/iken10033101.pdf>,

② <http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004629/iken10033102.pdf>

表：オプションにおけるケースの設定について

ケース	A. 買取対象	B. 住宅用太陽光発電の取扱い	C. 新設既設	D. 買取価格	E. 買取期間	導入量(万kW)	想定年間発電量(億kWh)	CO2削減量(万t)	CO2削減コスト(円/t)	年間買取費用(億円)
1	A1 あらゆる再生可能エネルギー	B1 全量買取	C1 新設+既設	D1 一律価格	E3 20年	3,773 以上	513 以上	3,075 以上	52,297 以下	16,083 以上
3	A2 実用化されている再生可能エネルギー									
4		B2 住宅用太陽光発電は余剰買取	20円	E2 15年	3,155 ~ 3,474	397 ~ 481	2,382 ~ 2,887	19,407 ~ 21,798	4,622 ~ 6,292	
5			D2 コストベース		E2 15年	3,102	397	2,382	20,596	4,906

ケース間の比較のポイント

☆買取対象（ケース1 ⇄ ケース3）

現在はまだ実用化段階にないエネルギー（海洋発電等）については、設定をしている買取価格（15円、20円等）では導入が殆ど進まないと考えられ、導入量は微増にとどまる。

☆住宅用太陽光発電の取扱い（ケース3 ⇄ ケース4）

住宅用等の太陽光発電に関しては、昨年11月から余剰電力買取制度が実施されている。これを全量買取に移行する場合、インセンティブが同等となるように買取価格を設定すれば、導入量は変化しないが、買取総額が2,000億円程度増加する。

☆新設・既設（ケース1 ⇄ ケース3）

既設の発電設備も買取対象とする買取総額が8,000億円程度増加する一方で、新規の導入量は増えずCO2削減量は変化しない。一方で、この場合には、新制度開始前に導入された再生可能エネルギーに対して事業の継続性が担保できる。

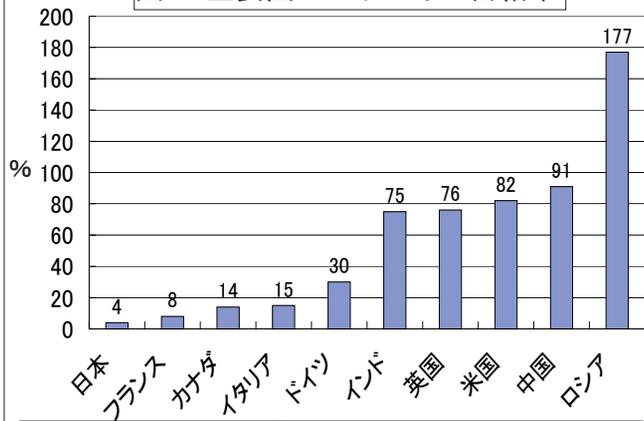
☆買取価格（ケース4 ⇄ ケース5）

エネルギー別に買取価格を変えず一律の買取価格とする方が、相対的に小さな買取費用で多くの再生可能エネルギーが導入できる。なお、買取価格を一律価格とした場合には、現在必ずしも実用化されていない海洋エネルギー等のうちコスト競争力のあるものは将来的に買取対象に含まれる。

(参考資料)

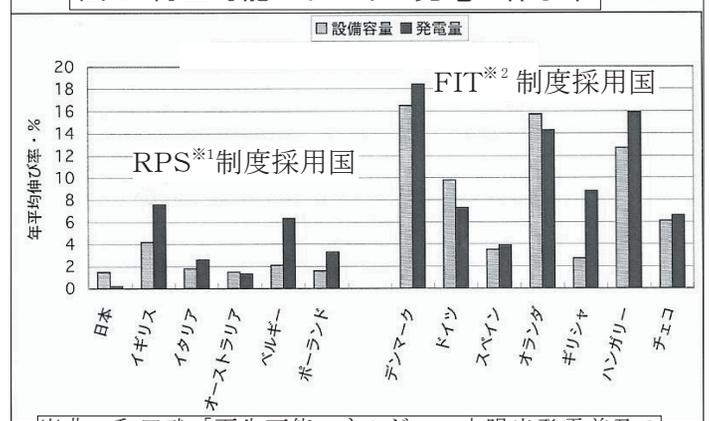
日本のエネルギー自給率向上に 全量買取補償制度は不可欠

図1 主要国のエネルギー自給率



出典：資源エネルギー「日本のエネルギー 2010」より

図2 再生可能エネルギー発電の伸び率



出典：和田武「再生可能エネルギー・太陽光発電普及のための電力買取補償制度」より

○日本のエネルギー自給率は最低クラス

日本のエネルギー自給率は図1に示すようにわずか4%と主要国では最低クラスです。

その向上のためには、地産地消エネルギーである自然エネルギーの普及拡大が不可欠であることは今更言うまでもありません。

○義務量の小さいRPS法では普及どころか抑制

日本では、再生可能エネルギーの普及拡大のために、図2に示すように電気事業者に太陽光発電や風力発電等の新エネルギーからの電力を一定割合以上利用することを義務付けるRPS法^{※1}を導入していますが、2010年の全発電量に対する義務量が1.35%と小さなもので、電力会社各社は義務量を早々に達成しており、積極的な導入効果はありません。

RPS法でもイギリスのように目標値を10%以上に設定しているところの伸び率は大きく、また、図には表れていませんが、アメリカでは多くの州が20%を超える目標値を制定して普及拡大を図っています。

○普及拡大の効果が立証されているFIT法

自然エネルギー普及拡大のためのもう一つの制度として、設備の初期投資額から維持管理までの総費用を補償する価格を国が定めて電力会社へ買取らせる電力買取補償制度(FIT^{※2})がありますが、この制度を採用している各国では図2に示しますように着実に普及拡大しています。

○日本の現状

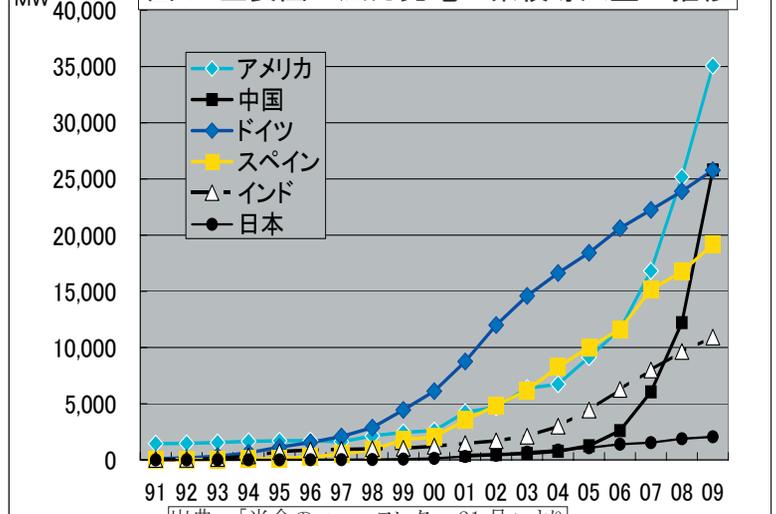
RPS法の義務量が低い日本では、風力発電は図3に示しますように全くの停滞状態で、風力発電を設置しようとしても発電電力を買取ってもらえない事態が起っています。

太陽光発電は、図4に示しますように一時は世界トップでしたが、各国が積極的な普及策を打ち出す流れに逆行して、2005年度で補助金が打ち切られたりしたため、伸び(グラフの傾斜)は他国のような勢いがありません。

○一日も早く全量買取補償制度の創設を！

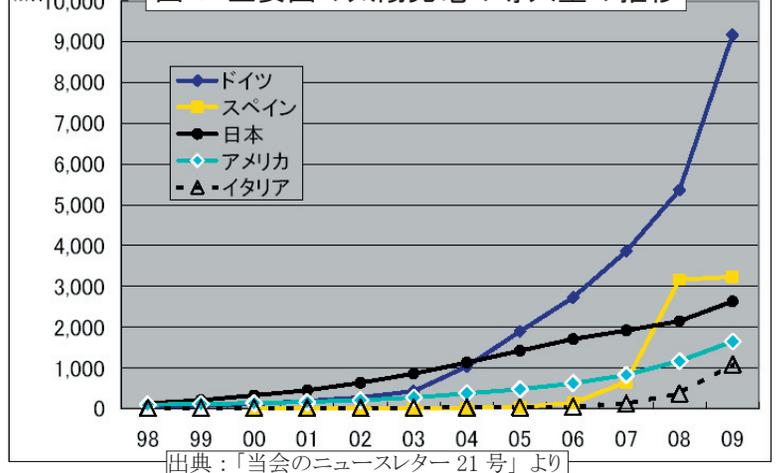
エネルギー自給率の低い日本は、単に温暖化防止だけではなく、国の安全保障の確保のためにも、自然エネルギーの全種全量を対象にした買取補償制度の創設が不可欠です。

図3 主要国の風力発電の累積導入量の推移



出典：「当会のニュースレター 21号」より

図4 主要国の太陽発電の導入量の推移



出典：「当会のニュースレター 21号」より

自然エネルギー市民の会

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19
内本町松屋ビル 10 470 号室 CASA 内
TEL:06-6910-6301 FAX:06-6910-6302
e-mail:wind@parep.org
URL:http://www.parep.org